

電波利用料の見直しに関する意見募集の提出

平成 25 年 4 月 5 日

組織名及び 代表者氏名	ソフトバンクモバイル株式会社 代表取締役社長兼 CEO 孫 正義 ソフトバンクテレコム株式会社 代表取締役社長兼 CEO 孫 正義 ソフトバンク BB 株式会社 代表取締役社長兼 CEO 孫 正義
住 所	東京都港区東新橋一丁目 9 番 1 号
連絡先	担当者氏名 : ██████████ 電話 : ██████████ F A X : e-mail : ██████████

検討課題	意見・解決すべき課題
1. 平成 26 ～28 年度に 必要となる 電波利用料 共益事務	<p>【検討課題に対する意見】</p> <p>(1) 電波利用共益事務の用途は、電波の適正な利用の確保に関わるものに限定すべきである</p> <p>電波利用料は、電波法第 103 条の 2 第 4 項に“無線局全体の受益を直接の目的として行う事務の処理に要する費用”として定義されており、電波の適正な利用の確保に関わる用途以外のものに使用するべきではないと考えます。</p> <p>現状、電波の適正な利用の確保とは明らかに異なる「子供手当て」「児童手当て」等に電波利用料が充てられています。電波法に定義されている無線局全体の受益とは関係のない用途であるため、本来の電波利用料の無線局全体の受益を直接の目的として行う事務の処理に要する費用以外は排除するべきであり、定義されている以外の用途は際限がなく広がる懸念があるため、歯止めをかけるためにも電波法に用途を明文化するべきと考えます。</p> <p>(2) 新たな用途として電波法改正に盛り込まれている、人命又は財産の保護の用</p>

	<p style="text-align: center;">に供する無線設備の整備のための補助金の交付(防災行政無線等のデジタル化)は、全国一律で使用できるシステムを導入するべきである</p> <p>新たな使途として電波法改正に盛り込まれている、人命又は財産の保護の用に供する無線設備の整備のための補助金の交付は、電波有効利用の促進に関する検討会において電波利用料使途の追加が検討され、新たな使途追加に向けて現在第183回国会に電波法の一部を改正する法律案として提出されていますが、これは地方公共団体が設置する防災行政無線システム等のデジタル化のための補助金と理解しております。</p> <p>現在の防災行政無線は、全国の地方公共団体が個々に導入しているために、地方公共団体間で相互に通信することが出来ず、情報の共有化等の地方公共団体間の広域連携を行うことが出来ません。</p> <p>補助金の交付を行うのであれば、防災行政無線等のデジタル化は、広域連携が出来るように全国一律で同一のシステムとし、また、災害に強いシステムを導入するべきであると考えます。</p> <p>実際に、内閣府「東日本大震災における災害応急対策に関する検討会」の総務省消防庁「東日本大震災における防災行政無線による情報伝達について」資料中、「東日本大震災における市町村防災行政無線の使用状況について」によると、東日本大震災では被災地の市町村防災行政無線のシステムが使用出来なかったとの事例が報告されています。</p> <p>地上系のシステムが被災して使えなくなることを考え、災害時でも中継線の切断や基地局の倒壊、機器の故障等のリスクが少なく、地上系システムと連携した衛星系のシステムの活用が電波の有効利用にもつながると考えます。</p>
<p>2. 次期電波利用料額の見直しの考え方</p>	<p>【検討課題(2)電波利用料の軽減措置の在り方 例①に対する意見】</p> <p>(1) 放送と通信の利用する周波数幅に対する料額のアンバランスは今回の改正で解消し、地上テレビジョン放送事業者に適用されている特性係数は廃止するべきである</p> <p>電波利用料の見直しに関する検討会において、事業者別に平成23年度の電波利用料負担額が示されましたが、地上テレビジョン放送事業者の電波利用料は約55億円(割当て帯域幅約240MHz)に対して、携帯電話・BWA事業者の電波利用料は約625億円(割当て帯域幅約380MHz)となっており、それぞれを1MHz幅に換算すると、0.23億/MHz:1.6億/MHzとなり、携帯電話・BWA事業者は放送事業者の7倍支払っていることとなり放送と通信の利用する周波数幅に対する料額にはアンバランスが生じております。</p> <p>また、地上テレビジョン放送事業者は、公共性を理由に二つの特性係数「国民への電波利用の普及に係る責務等」「国民の生命、財産の保護に著しく寄与するもの」を合わせて1/4の減免が適用されています。</p> <p>基幹放送普及計画において全国各地域においてあまねく受信できること、また、放送法関係審査基準において災害放送の義務が地上テレビジョン放送と同等に課されている携帯端末向けマルチメディア放送は、特性係数の適用除外となっており、同じ放送事業者の中においてもアンバランスが生じております。</p> <p>通信・放送の融合化により放送の設備において通信用途にも使用が可能となっているこ</p>

と、更に携帯電話事業も東日本大震災ではライフラインであることが国民に認識され、携帯電話事業も放送事業と同じく公共性を有していますが特性係数が適用されていないため、地上テレビジョン放送事業者の特性係数を廃止し、電波利用料における放送と通信の利用する周波数幅に対する料額のアンバランスは今回の改正で解消するべきであると考えます。

【検討課題(1) 経済的価値の適正な反映の在り方 例③に対する意見】

(2) 国・地方公共団体の電波利用料の免除は、撤廃するべきである

国及び地方公共団体は、電波利用料が全額免除または半額免除されていますが、電波利用料制度は、電波監視等の無線局全体の受益を直接の目的として行う行政事務(電波利用共益事務)の処理に要する費用について、その受益者である免許人全体で負担する手数料制度であり、国及び地方公共団体が免許を受けた無線局も受益を受けているため、電波利用料を全額徴収するべきであると考えます。

免許人によって、電波利用料を全額免除または半額免除するといったアンバランスは解消し、受益者負担の考え方を国及び地方公共団体に適用することによって、免許を取得する側にコスト意識が生まれるため、より周波数を有効利用しようというインセンティブが働くものと考えます。

【検討課題(1) 経済的価値の適正な反映の在り方 例②に対する意見】

(3) 広域専用電波の帯域は帯域利用料のみとし、個別の無線局の利用料は廃止するべきである

広域専用電波を利用する携帯電話事業者各社は、トラヒック対策のため小セル化や、屋内対策でフェムト基地局によるトラヒックオフロードを行う等電波の利用効率を高め、多数の無線局の利用を可能にすればするほど、電波利用料の負担が重くなるので、周波数有効利用のインセンティブが働くように、携帯電話事業者等が使用する広域専用電波の帯域は帯域利用料のみとし、個別の無線局の利用料は廃止するべきであると考えます。

【検討課題(2) 電波利用料の軽減措置の在り方 例①に対する意見】

(4) 運用制限帯域は、特性係数を新たに設定し、減免するべきである

運用制限のある帯域や周波数を共用している帯域では、輻射方向・EIRP の制限や、運用場所を屋内等に限定する等、免許人等が自由に無線局を設置出来ない等の制約が生じており、運用制限の無い帯域とは経済的価値が異なると考えます。

例えば、2.5GHz 帯 BWA 帯域における 2545～2555MHz の 10MHz 幅は、平成 26 年 12 月末まで隣接帯域を使用している端末との干渉を防ぐため、屋外に基地局を設置することは出来ませんが、運用制限の無い帯域と同じ電波利用料が発生しております。

このように運用制限のある帯域は、特性係数を新たに設定し、電波利用料を減免するべきと考えます。

【検討課題(1) 経済的価値の適正な反映の在り方 例②に対する意見】

(5) ITS 等は周波数の経済的価値に見合った電波利用料を支払うべきである

電波利用料の負担について、ある特定の免許人のみに対して優遇をするべきではなく、公平性を担保し、それぞれの免許人が負担するべきと考えます。

例えば、ITS の周波数は今回地デジの周波数移行によって新たに利用可能となった 755～765MHz で携帯電話用国際標準バンド(3GPP Band28)として規定されている 703～748MHz/758～803MHz に合致していますが、日本固有の周波数配置として割当てられています。また、同様に特定ラジオマイクも 710～714MHz 帯に割当てられています。

700MHz 帯を割当てられた携帯電話事業者は電波利用料を支払うのと同様に、ITS や特定ラジオマイクの免許人も割当てられている 700MHz 帯の経済的価値に見合った帯域の電波利用料を支払うべきであると考えます。

【検討課題(2) 電波利用料の軽減措置の在り方 例③に対する意見】

(6) 被災した無線局に対する電波利用料については減免を可能とするべき

大韓民国では、2012 年 8 月に発生した台風によって特別災難地域で宣言された全南(チョンナム)、長興郡(チャンフングン)など 23 市・郡・区に開設されている無線局に対する電波使用料を被害復旧支援の一環で6ヶ月間全額減免したとのことで、電波利用料を減免することによって被災地域の復旧支援を行なっております。

今回の改正において、激甚災害や局地激甚災害に指定された地域の被害復旧支援の一環として、指定された地域に開設されている無線局の電波利用料について、災害の翌年に電波利用料の減免を可能なものとする制度にするべきと考えます。

3. その他

【主な検討課題以外の課題】

(課題)

「1つの端末で複数の通信が利用可能(BWA と携帯電話システム等)な陸上移動局の電波利用料徴収の在り方」

(課題に対する意見)

広域専用電波の帯域は帯域利用料のみとし、個別の無線局の利用料は廃止する経過措置として、MNO が MVNO やローミングを行なっている陸上移動局は、電波利用料を免除するべき

近年の携帯電話端末は、1つの端末で複数の方式(W-CDMA と LTE 等)やシステム(携

帯電話と BWA 等)、複数の周波数帯に対応した通信が可能となっております。

現在は携帯電話端末の陸上移動局の免許毎に電波利用料を負担し、例えば携帯電話と BWA が一つの携帯電話端末で通信が可能な場合は二重免許として扱われ、携帯電話事業者と BWA 事業者それぞれが一つの携帯電話端末に対して電波利用料を負担しています。将来のモバイル通信技術の発展を考慮すると、第4世代携帯電話等さらに方式やシステムが増えると予測されますが、その際にはそれぞれの免許ごとに電波利用料を負担すべきでないと考えます。

携帯電話や BWA の特定基地局の開設計画の認定において、特定基地局の促進として MVNO については「他の電気通信事業者等多数の者に対する、卸電気通信役務の提供又は電気通信設備の接続その他の方法による特定基地局の利用を促進するための具体的な計画がより充実していること」として競願時審査基準とされており、非常に重要な項目となっております。

また、大韓民国においても昨年末に MNO が MVNO やローミングを行っている無線局に対して電波使用料を減免するよう制度化されております。

MNO が MVNO やローミングを行っている無線局に関しては電波利用料を減免し、MVNO 事業者が負担する電波利用料を不要とすることにより、MVNO 市場の活性化や移動体通信市場の競争を通じて、電気通信事業の健全な発展となると考えます。

【検討課題 無線 LAN 基地局に対する電波利用料徴収の是非 例①に対する意見】

無線 LAN 帯域に対して電波利用料を徴収する制度は導入するべきではない

電波利用料は無線 LAN 等の免許及び登録を要しない無線局から徴収するべきではないと考えます。

免許及び登録を要しない無線局は、

- ・発射する電波が著しく微弱な無線局
- ・市民ラジオの無線局
- ・小電力の特定の用途に使用する無線局

として規定されており、届出を必要としないことから設置されている場所を特定できない無線局と理解しております。

また、無線 LAN は割当てられている周波数帯が世界的に共通の周波数帯域であり、ISM バンドとして高周波利用設備との共用帯域である 2.4 GHz 帯、日本では一部レーダーと共用している 5GHz 帯が割当てられていますが、無線 LAN は電波監視等の電波利用料の恩恵を免許局と同程度に受けていないこと、並びに他の無線局に混信を及ぼさないこと、ワイヤレス産業の受益者はユーザーであることから、徴収の対象とするべきではないと考えます。

電波利用料の徴収は、ある特定の利用者のみから徴収するといったようなアンバランスな制度ではなく、基地局と端末、新規と既存といったアンバランスを解消し、受益者全体で負担する公平性を担保しなければならないと考えます。

以上